

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（「市販の学力調査問題（基礎・基本）」）	No. 5200357
工（納）期	平成24年 6月22日	
契約締結日	平成24年 6月12日	
契約金額	6, 113, 328円	

契約相手方	東京書籍(株)東京支社
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>消耗品購入契約（「市販の学力調査問題（基礎・基本）」）</p>
<p>指名業者（案）</p>	<p>名称 東京書籍株式会社 東京支社 所在地 東京都北区堀船二丁目17番1号 代表者 東京支社長 吉中 崇之</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、小・中学校の児童・生徒の基礎・基本に関する学習の到達度を測る「標準学力調査問題」の消耗品購入契約である。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、購入物品及び契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記指名相手方は、平成22年度の「荒川区学力向上のための調査に関する業務委託」においてプロポーザル方式により契約相手方に選定され、22・23年度の契約履行状況が良好な業者である。</p> <p>② 本件契約で購入する「標準学力調査問題」を各学校で実施して得られる結果分析は、同社に業務委託する予定の「学力向上のための調査」において、区内児童・生徒の不得意部分に対応した質の高い問題の作成に利用することが可能であり、これらを通じて各学校での授業改善に役立て、総合的な学力向上に寄与することができる。</p> <p>③ 「標準学力調査問題」は、学習指導要領を熟知した執筆者によって作成され、読解・記述問題が含まれており、問題の質が高いことから多くの区で購入されているものである。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>